岩手県告示第284号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった

令和6年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 基本測量を実施する地域 盛岡市及び遠野市
 - (2) 基本測量を実施する期間 令和6年6月1日から令和7年2月28日まで
 - (3) 実施する基本測量の種類 成果不整合地域における基準点改測
- 2(1) 基本測量を実施する地域 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、岩手郡雫石町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ケ崎町及び気仙郡住田町
 - (2) 基本測量を実施する期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (3) 実施する基本測量の種類 空中写真撮影
- 3(1) 基本測量を実施する地域 奥州市
 - (2) 基本測量を実施する期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (3) 実施する基本測量の種類 地磁気測量